

第1回法善寺保育所民営化事業者選考委員会

開催日時	平成26年10月17日（金）19時00分～21時20分	
開催場所	柏原市役所2階会議室	
議 題	1 開会 2 委員委嘱 3 議事（応募条件・募集要領・今後の予定について） 4 閉会	
出席者	選考委員	吉川耕太（法善寺保育所保護者代表） 石迫陽子（法善寺保育所保護者代表） 堀智晴（日本保育学会理事、元常盤会学園大学教授） 村井一雅（公認会計士） 西育代（堅下北小学校区主任児童委員） <div style="text-align: right;">【計5人出席】</div>
	事務局	吉田副市長 植田部長（健康福祉部） 己波理事（健康福祉部子育て支援課） 中川課長（健康福祉部こども政策課） 石橋課長補佐（健康福祉部こども政策課） 大野所長（法善寺保育所） 村井主幹（健康福祉部子育て支援課） 勝田主査（健康福祉部こども政策課）
議事の内容		
(1) 副市長挨拶 (2) 委嘱状交付 (3) 委員及び事務局の自己紹介 (4) 委員長選出及び挨拶 事務局： 委員長の選出については、規定により互選による選出となっている。 どのようにするか、ご意見を伺いたい。 委員： 事務局一任で良いかと思う。 事務局： 今のご意見のとおり、事務局一任でよろしいか。 委員： 〈承認〉 事務局： 事務局としては、堀委員にお願いしたい。 委員： 〈異議なく承認される〉 事務局： それでは堀委員に委員長をお願いする。 委員長： 〈委員長より挨拶〉 非常に重要な委員会であると思う。子どもの権利条約にあるように、子どもの最善の利益が実現されるような保育、子育てをしていかななくてはいけない。		

この委員会がその理念に向かって少しでもいい結果が出るように皆さんと一緒に努力していきたい。

事務局： 本委員会の審議事項について、吉田副市長より委員長に諮問を行わせていただく。

〈諮問書交付〉

(副市長退席)

事務局： 交付させていただいた諮問書については、資料の諮問書の写しにて確認をお願いします。

続いて柏原市保育所民営化事業者選考委員会規則の第4条第4項に、「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する」と規定しており、堀委員長に職務代理者を指名していただきたい。

委員長： 西委員を指名する。

事務局： 委員長職務代理者は、西委員をお願いする

(5) 選考委員会の趣旨について

事務局： 〈事務局より説明〉

最終目的は候補法人の選定になる。その過程として、公募法人の条件・審査基準・選考審査までをこの委員会に諮問させていただいているので、よろしくお願ひしたい。

(6) 選考委員会の公開・非公開について

事務局： 〈事務局より説明〉

会議の公開・非公開について審議会は原則公開となっているが、柏原市個人情報保護条例第11条第3項の「法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については非開示となっている。本会議で検討していただく情報については、非開示情報を取り扱う委員会であることから、会議は非公開とさせていただきたい。

議事録については、法人の具体的な情報にかかる部分を除くなどの配慮をしたうえで、要点記録にしたいと考えている。作成した議事録はホームページに掲載し公開するが、委員の皆様により自由な発言をいただくため、発言委員名を出すことは、控えたいと考える。ただし、委員の氏名については市のホームページで公表させていただくことを了承いただきたい。

委員： 〈了承〉

事務局： 本委員会で取り扱う情報の開示請求への対応については、柏原市情報公開条例のよるところとさせていただく。市のホームページ等では移管先事業者として選考された事業者の情報は公表する。一方、選考されなかった事業者の情報については、事業者名を含めて非公表とする。

委員の守秘義務については、就任承諾書により確認をさせていただいているように、委員皆様にも守秘義務を課せさせていただいている。このことから、本委員会で知り得た情報の取扱いについては、十分ご注意いただきたい。

本日配布させていただいた資料の取扱いについては、選考に関わる審査基準の内容が含まれていること、また、今後においては、応募事業者の情報を綴り入れていくことになるため、委員が持ち帰り保管いただくのか、会議終了後、事務局で預からせていただくのかを検討していただきたい。

委員： 〈資料については、事務局で預かることとなる〉

事務局： 委員の皆様にご承及び確認させていただくことは以上となる。

これからは、委員長に会議の進行をお願いする。

(以降、委員長が議長を務め、議事を進める。)

委員長： それでは第1回目の委員会を始める。

速慮なく議論していただき、良い事業者が選ばれるようにしたいと思う。

まず、事務局から提案があるのでよろしくお願ひしたい。

事務局： 〈事務局から案件の提案〉

- ・今後の選考委員会予定（案）について
- ・柏原市立法善寺保育所民営化移管先法人応募条件（案）について
- ・柏原市立法善寺保育所民営化移管先法人募集要領（案）について

(7) 今後の選考委員会予定について

事務局： 今後の予定（案）について説明

10～11月 応募基準・審査基準を決定

12月 申し込み配布・説明会

1月 公募受付・書類審査

2月 実地審査・面接、

2～3月 候補法人の決定

委員長： 今の事務局（案）について意見等をお願いする。

委員： 〈事務局（案）に同意〉

委員長： ご異議ないようですので、今後の選考委員会は（案）に従い進めることとする。

(8) 柏原市立法善寺保育所民営化移管先法人応募条件（案）について

事務局： 応募条件（案）について説明。

委員長： 添付されている保護者アンケートの結果も参考にし、①応募資格から順に委員から意見を伺いたい。

① 応募資格について

委員長： まずは、応募資格の対象を大阪府内と限定することの是非について協議したい。アンケートの結果では、大阪府内に限定した方が良い23人、限定しない方が良いが6人となっているがいかがか。

委員： 地域性を重要視するために、大阪府内でさらに地域を限定することはできない

のか。

大阪市と柏原市では環境も人柄も違う。近隣市町村に限定しても良いのではないか。

事務局： 限定できないという事はない。

少し広げ近隣とする場合、中河内地域、南河内地域という圏域になる。

委員長： アンケートでは柏原市内でという意見もある。

一方、柏原市に限定した場合、応募が無いことも考えられる。

委員： 募集としては少し間口を広げ、審査ポイントで地域性を考慮してはどうか。

応募法人数の多い方が、選択肢は増えるという考え方もある。

委員長： 良い法人であれば遠くても良いとも思うし、範囲を限定してしまうことで応募がなくても困る。考え方としては、柏原市から少し広げ圏域に限定する案、大阪府内とする案が出たが、次回の委員会まで持越し決定することとする。

続いて、法人に保育所運営の一定の実績年数を求める点についてはどうか。

長年の実績がある法人の方が安心できることもあるだろうし、又、長ければ良いというものでもない。アンケートでは実績を求めない方が良いという意見もある。実績年数を明記しないという事でも良いと思うがいかがか。

委員： 〈異議なし〉

委員長： 応募条件において、運営実績に一定以上の年数を求めないこととする。

② 運営について

委員長： 事務局（案）では、良好な運営実績を有すること及び関係法令を遵守することを条件としているが、このことに対し意見等をお願いする。

委員： 〈事務局（案）に同意〉

③ 職員について

委員長： 事務局（案）では、施設長には実務経験を有する者の配置を求め、保育士の構成としては、個々の経験年数に配慮した配置をすることを条件として求めている。また、看護師を配置する場合は提案することを求めている。このことに対し意見等をお願いする。

事務局： 事務局から補足説明をさせていただく。

配置基準については、柏原市における最低基準で、柏原市の民間の保育所とも同じ基準としている。1歳児と3歳児には府の基準より、柏原市は厳しくさせていただいている。また、保護者の不安を軽減するため、保育士の構成にも配慮をしていただきたいという事を文言で入れさせていただいている。

看護師の配置については、必須条件ではないが、保護者アンケートで望まれる意見が多くあったことから、配置する場合は提案することとしている。

委員長： 職員に関する事務局（案）について、意見等をお願いする。

委員： 〈事務局（案）に同意〉

④ 保育内容について

委員長： 事務局（案）では、現行の法善寺保育所の保育内容の継承を条件として求める内容となっている。継承する内容以外では、0歳児からの受入れ、給食は自園

調理とすること。また、保護者会の設立については、保護者に一任することと
しているが、これら保育内容に関して意見等をお願いする。

委員： 障害児保育については、現在市内の民間保育所でも実施されているのか。また、
加配保育士の配置もしているのか。

事務局： 実施されている。子どもの状況により加配保育士を配置することもある。

委員長： 担任以外の保育士が確保されていることは、保育の質を高めるには良いことで
あり、これは法人の基本姿勢にかかわる大切な部分。

保護者会の設置等については、保護者に一任することとしているが、これで良
いか。

委員： 〈事務局（案）に対する異議なし〉

⑤ 引継ぎについて

委員長： 事務局（案）では、民営化前の3か月間、クラス担任予定者が法善寺保育所に
通い、保育内容の引き継ぎを受けることを求め、その人件費は市が補助を行う。
また、民営化後については、市が一定期間、保育士を派遣し引き継ぎ保育を行
うことを求めているが、この保育士の派遣はどれぐらいの期間で行う予定か。

事務局： 最長で1年間、施設長を含めベテラン保育士の2名を考えている。

委員長： 三者協議会の設置期間についても一定期間としているが、アンケートでは最低
5年という意見もある。応募条件としては、期間は事業者任せるという事か。

事務局： 三者協議会で協議していただくことを考えている。

最長期間としては、現在入所されている子どもが卒園するまでの4年を考えて
いる。

委員長： 法人への就労を保育士が希望する場合は、その採用に努める事というのは、可
能なのか。

事務局： これは法人に対する努力義務として求めている。雇用形態は変わるものの保育
士は変わらないことになる。移管後も変わらず残っていただくことは、環境の
激変に対応できるひとつの方策かと考える。

委員： 保育士が民営化後も残るという事か。

事務局： それを促すという事になる。

委員： 保護者側としては、今いる保育士が1人でも多い方が安心である。

委員長： 応募関連書類で、それを記入するところがあるのか。

事務局： 三者協議会及び引き継ぎ、保育士の採用計画というところになる。
また面接審査で重点的に聞いていただくことも一つの方法かと思う。

委員： 引き継ぎの1年3か月は短いと思う。

子どもへの影響も考慮し、もう少し長い目で見えていただけないのか。

事務局： 合同保育については、移管前の保育となるので、採用時期の問題や人件費の問
題もあり、3か月程度が妥当かと考えている。

引き継ぎ保育については、民間の職員に対するアドバイザー的な存在で公立職
員が入る。丁寧な引き継ぎは必要かと思うが、新しい先生に馴染んでいただく
ことも大切だと考えている。また保育内容は1年間で吸収していただけるので

はないかと考えている。

委員：子どもたちは、馴れるのが早いですが、親の方が心配である。

見守っていただく1年間をしっかりとお願いするのがいいのでは。

委員長：保護者の不安をどのように行政はバックアップしていくか。また、民間には丁寧に対応していく姿勢を持ってもらうことも大切。

引き継ぎをスムーズにしていく役割が市にはある。1年で引き継ぎを終わる方がいいかは、わからない。

委員：移管後も保育参観はこまめにしてほしい。

事務局：それも三者協議会で要望いただくことになるが、年間行事については、基本的には法善寺保育所と同じようなことを求める。

委員長：より良い方向に行くように期待したい。

市としては保護者が不安にならないように、移管後も保護者の意見を尊重し、努力してほしいという事を応募条件の中に記載すれば良いと思う。

三者協議会で議論していかなければならない。引継ぎ期間を長くしてほしいという意見もあるが、いかがか。

委員：期間が決められていることに不安がある。

委員長：しかし、ある程度決めておく必要はある。安心して任せるようにどう伝えるかである。引き受けた方にもその気持ちを受け止めて取り組んでいただきたいし、長ければいいというものでもないであろう。

事務局：市としては1年間と考えている。その後継続が必要となれば、派遣を検討する可能性も出てくるが、1年間引き継ぎ、出来る法人にもなっていただかなければとも考えている。

委員長：公立・私立それぞれに良さがある。

委員：結果、民間になり良かったというところが多いのか。

委員長：公立にも私立にも様々な保育があり、一概に判断するのは難しい。意気込みのあるところが応募できるように、あまり縛りをかけないでいろんなところから応募してもらい、丁寧かつ慎重に評価する必要がある。

ここまでの応募条件についての決定事項の確認を事務局にお願いしたい。

事務局：・①応募に関し、募集する地域については、引き続き検討。保育所運営についての実績年数は条件として求めない。

・②運営から⑤引継ぎまでは、事務局（案）の通りとする。

委員長：引き継ぎの箇所、円滑な移管を行うため、合同保育等による引き継ぎを確実に実施することとあるが、文言の中に、「保護者が安心できるように」を入れた方が良いのではないか。この文言を入れることで応募者は考えると思うがいかがか。

委員：〈異議なく、文言を修正〉

(9) 柏原市立法善寺保育所民営化移管先法人募集要領（案）について

事務局：募集要領（案）について説明。

③財産譲渡等では、保育所用地は5年間の無償貸与、建物及び保育所物品については無償譲渡によるものとし、移管後の維持管理は法人の責任で行うこととしている。

委員長： 要領（案）について一括してご意見をいただきたいと思う。

③財産譲渡等では、保育所用地は5年間の無償貸与、建物及び保育所物品については無償譲渡によるものとし、移管後の維持管理は法人の責任で行うこととしているが、財産譲渡については、専門的にみるとこれは一般的か。

委員： 比較的、一般的かと思う。

委員長： 建物の耐震化の状況はどうなっているのか。

事務局： 平成25年度に耐震工事は行っている。

委員長： 次に、⑤選考審査の中で、応募が多数あった場合と1法人であった場合の対応に関する事務局（案）の対する意見等をお願いします。

委員： 基本的には応募法人は複数あった方が優劣をつけられ良いと思う。

事務局： 他市における応募状況はいかがか。

委員： 様々だが、3法人程度が多い状況である。

委員長： 事務局（案）では、募集期間を延長し1法人でもやるという案だが、1法人の場合はやらないということを経験にすることも考えられる。

1法人となった場合は、地域を拡げて募集することは可能か。

事務局： 募集期間を延長する等という表記にしてあり、取れる手立てはすべてとらせていただくという事を出している。文言を足すことは可能。

委員長： 等に含まれるということで事務局（案）どおりで、よろしいか。

委員： 〈異議なし〉

委員長： 応募法人が多数となった場合、何園に絞り込む予定か。

事務局： 実地審査を2日間予定しているの、2日間で回れる法人数としては、4園程度が妥当と考えている。

委員長： 他に意見がなければ、募集要領（案）のとおりとすることでよろしいか。

委員： 〈異議なし〉

参照 柏原市立法善寺保育所民営化移管先法人募集要領

委員長： 本日の協議する案件は以上。

応募条件（案）のうち応募の範囲については、次回あらためて協議する。

事務局： 次回の委員会で協議いただくことになる応募法人に提出を求める書類について、事務局（案）をお渡しするので、次回までに事前確認をお願いします。

次回は11月13日（木）午後7時を予定している。

委員長： 本日は、これを以って閉会とする。